

基幹施設・連携施設等で行う講習会を録画して伝達講習を行う場合の取り扱いについて

下記の要件を充足する場合に限り、共通講習として認められます。

条件：厳格な出席確認や質疑応答の機会（質疑応答に関して、その場で回答不可の場合は後に問い合わせ等でも可とする）を含め、LIVE の講習会と同等のものを前提とし、参加者が一同に会して開催するものに限る（個人への貸出しによるものは不可）。

申請方法：伝達講習を実施する場合は別途申請する事を要さず、共通講習申請システムより LIVE 講習会を申請する際に「講習内容の抄録（講習内容の概要）」の入力欄に「**録画による伝達講習会の日程**」を追記する。

なお、伝達講習の開催は LIVE 講習会開催日より3ヶ月以内に開催するものに限る。

受講証明書：LIVE 講習会の講習会名の次に「**(伝達講習会)**」と記載し、開催日は伝達講習会の開催年月日とする。また、登録番号は LIVE 講習会の登録番号を記載する。

事後報告書：最後の伝達講習会が終了した時点から2週間以内に LIVE 講習会のみならず伝達講習会についても参加人数等必要事項をあわせて報告する。